

富山市上下水道局告示第230号

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年9月17日から2週間、富山市上下水道局上下水道計画課において縦覧に供する。

令和8年9月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日
令和8年10月1日
- 2 下水を排除する区域及び終末処理場による下水を処理する区域
今泉、大泉、掛尾町、大町、下堀、堀、堀川町、本郷新、本郷町、窪新町、松若町、蓮町五丁目、城川原一丁目、新屋、田中町二丁目、公文名、中市二丁目、山室、中川原、太田、赤田、西荒屋、水橋伊勢屋、水橋池田町、一本木、向新庄町四丁目、向新庄町七丁目、稲代、長附、上大久保、下大久保、中大久保、本宮、南大場の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称

（1）富山市浜黒崎地内	浜黒崎浄化センター
（2）富山市水橋辻ヶ堂地内	水橋浄化センター
（3）富山市新村地内	大沢野浄化センター
（4）富山市小見地内	小見浄化センター
（5）富山市東福沢地内	大山下水処理場

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山市上下水道局告示第231号

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域について

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の対象区域を定めたので、富山市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年富山市条例第299号）第6条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年9月17日から2週間、富山市上下水道局上下水道計画課において縦覧に供する。

令和8年9月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する年月日
令和8年12月1日
- 2 富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域
今泉、大泉、掛尾町、大町、下堀、堀、堀川町、本郷新、本郷町、窪新町、松若町、蓮町五丁目、城川原一丁目、新屋、田中町二丁目、公文名、中市二丁目、山室、中川原、太田、赤田、西荒屋、水橋伊勢屋、水橋池田町、一本木、向新庄町四丁目、向新庄町七丁目、稲代、長附、上大久保、下大久保、中大久保、本宮、南大場の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する排水施設の位置
別紙のとおり

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）